

契約手続の不備及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
東高等学校	<p>下記の契約について、契約書に記載された契約金額に誤りがあった。 また、当該契約の検査については、契約代金が150万円を超えていることから検査調書を作成する必要があったが作成していなかった。</p> <p>契約名称：東高等学校経営推進費ワークテーブル・チェア購入</p> <p>1 契約金額（誤）：1,414,000円 2 契約金額（正）：1,555,400円 3 納品日：令和6年10月31日 検査日：令和6年10月31日</p> <p>契約名称：東高等学校DXハイスクールワークテーブル・チェア購入</p> <p>1 契約金額（誤）：1,410,800円 2 契約金額（正）：1,551,880円 3 納品日：令和6年10月31日 検査日：令和6年10月31日</p> <p>契約名称：DXハイスクールワークテーブル購入</p> <p>1 契約金額（誤）：3,629,300円 2 契約金額（正）：3,992,230円 3 納品日：令和6年12月25日 検査日：令和6年12月25日</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和7年5月1日付け改正前の大阪府財務規則】 (検査) 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）